

新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況

令和2年5月13日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

1 府内における感染状況 (5月12日まで)

府内感染確認者総数	356人
-----------	------

(参考)

令和2年5月12日現在

PCR検査実施人数							
	PCR検査陰性者数	PCR検査陽性者数	退院・解除	入院中・調整中	宿泊施設	自宅療養	死亡

※ PCR検査陰性者数には検査結果待ちの者を含める

※ 宿泊施設は4月15日から、自宅療養は4月17日から開始

2 京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議等開催状況[*1]

期日	国等の動向等	京都府対応	京都府における主なトピックス
1月22日(水)		部局長連絡会議(副知事)	
1月28日(火)	指定感染症指定(閣議決定)	部局長会議(知事)	
1月30日(木)	国対策本部設置(閣議決定)	対策本部設置 第1回対策本部会議(知事)	府内感染者確認(1例目)
1月31日(金)	WHO緊急事態宣言	府市合同記者会見(知事)	
2月1日(土)	指定感染症前倒し施行		
2月4日(火)			府内感染者確認(2例目)
2月6日(木)		新型コロナウイルス対応緊急資金融資制度創設	
2月12日(水)		第2回対策本部会議(知事)	
2月13日(木)	緊急対応策決定		
2月21日(金)		第3回対策本部会議(知事)	
2月25日(火)	国対策基本方針決定 全国知事会対策本部設置		
2月26日(水)	大規模イベント中止・延期要請		
2月27日(木)	小中学校高校休校要請	第4回対策本部会議(知事)	
3月2日(月)	関西広域連合対策本部設置		
3月3日(火)		第5回対策本部会議(知事)	ライブハウス Arc(大阪)利用者について、府内初の感染者確認
3月5日(木)		第6回対策本部会議(知事)	
3月9日(月)		緊急知事会見(知事)	ライブハウス Soap opera classics Umeda(大阪)利用者について、府内初の感染者確認
3月10日(火)	緊急対応策(第2弾)決定		

期 日	国等の動向等	京都府の対応	京都府における感染状況等
3月11日(水)		第7回対策本部会議(知事)	右京区役所職員の感染確認 3月13日まで右京区役所1階を一部閉鎖
3月13日(金)	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正		
3月17日(火)		臨時知事会見(知事)	
3月19日(木)	第8回国専門家会議 状況分析・提言	第8回対策本部会議(知事)	
3月24日(火)		第9回対策本部会議(知事)	
3月26日(木)	特措法に基づく政府対策本部設置	特措法に基づく府対策本部設置	
3月28日(土)	基本的対処方針決定		
3月29日(日)			府内在住の京都産業大学生5名の感染確認
3月30日(月)		第10回対策本部会議(知事) 緊急知事会見(知事)	京都産業大学感染者の接触者である井手町職員3名の感染確認
3月31日(火)			井手町役場本庁舎における業務中止
4月1日(水)	第10回国専門家会議 状況分析・提言	京都府専門家会議	
4月2日(木)		京都府・京都市合同緊急記者会見(知事・市長)	
4月3日(金)		臨時記者会見(知事・教育長)	
4月6日(月)		臨時記者会見(知事)	
4月7日(火)	基本的対処方針改正 ----- 7都府県に緊急事態宣言発出	記者会見(教育長)	
4月8日(水)		京都府専門家会議 第11回対策本部会議(知事)	
4月9日(水)			府内初の死亡者確認(感染者16例目)
4月10日(金)		京都府・京都市合同緊急記者会見(知事・市長) ----- 緊急事態宣言発出要請	堀川病院(上京区)入院患者2名および看護師1名の感染確認
4月11日(火)		臨時記者会見(知事)	
4月14日(火)		臨時記者会見(知事)	
4月15日(水)		軽症者等について民間宿泊施設での療養開始	
4月16日(木)	基本的対処方針改正 ----- 47都道府県に緊急事態宣言発出		
4月17日(金)		第12回対策本部会議(知事) ----- 緊急記者会見(知事)、緊急事態措置発表 ----- 京都府緊急事態措置コールセンター開設	
4月22日(水)		臨時記者会見(知事)	
4月23日(木)		定例記者会見(知事)、補正予算案発表	

期 日	国等の動向等	京都府の対応	京都府における感染状況等
4月24日(金)		第13回対策本部会議(知事) ----- 臨時記者会見(知事)	
4月28日(火)		第14回対策本部会議(知事) ----- 臨時記者会見(知事)	
5月1日(金)		臨時記者会見(知事) ----- 中小企業緊急経営支援コールセンター開設	
5月4日(月)	基本的対処方針改正 ----- 5月31日まで緊急事態宣言延長	京都府専門家会議	
5月5日(火)		第15回対策本部会議(知事) ----- 緊急記者会見(知事)	
5月7日(木)		京都府休業要請対象事業者支援給付金コールセンター開設	井手町役場本庁舎業務再開
5月8日(金)	「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を変更		
5月10日(日)			府内の新規感染者0人(3月19日以来52日ぶり)
5月11日(月)		京都府中小企業雇用継続緊急支援センター開設	

3 京都府の主な取組

(1) 検査及び診療体制の強化

- 京都府保健環境研究所と京都市衛生環境研究所との協力による検査体制の整備(1月31日)
- 医師会等の医療関係団体との連絡会議による情報共有、適切な対応の周知(1月30日、2月4日、14日、26日、27日、3月2日)
- 帰国者・接触者外来を設置し、帰国者・接触者相談センター(保健所等)を通じた受診調整を実施(2月6日、2月18日より24時間対応に拡充)
- 帰国者接触者外来数は23医療機関(3月3日)から39医療機関(5月1日)へ拡大、引き続き拡大に向け調整中
- 医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症への対応、感染防止拡大のための留意点等を通知(1月8日、16日、24日、2月4日、14日、19日、26日、3月9日、11日、4月8日、9日)
- 患者が増加した場合の医療提供体制等の対策の移行について検討するため、医療団体等からなる新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置、開催(3月9日、26日)
- 協議会において、民間施設におけるPCR検査の実施について調整し、3月10日から帰国者・接触者外来の医師の判断で検査依頼が可能
- 各感染症指定医療機関の現状を共有するとともに、それぞれの役割を確認するため、感染症指定医療機関連携会議を実施(3月19日)
- 府内病院職員が感染し、外来や救急を一時停止したことへの対応として、府内医療機関に対し、救急等医療提供体制の確保を依頼(3月9日)
- 感染症患者の増加に伴う、重症患者や基礎疾患を有する患者の増加に対応するため、入院患者等の受け入れ医療機関の調整等を行う新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンターを設置(3月27日、4月10日からDMAT隊員の派遣を要請)
- 保健所の感染・予防体制の強化を図るため、市町村保健師の派遣を要請(4月8日)
- 府内30病院へ病床の確保を依頼(知事、京大病院長、府立医大病院長連名)(4月3日～4月10日)
- 軽症者等について民間宿泊施設での療養(京都平安ホテル68室)を開始(4月15日から)
- 軽症者等向けの宿泊施設募集開始(募集結果:5,556室の応募あり)

- 不足する医療資材を安定的に確保する仕組みを構築するため、京都府医療資材コントロールセンターを設置(4月14日)
- 医療機関、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症の集団発生が疑われたときに、施設が早期に適切な感染防止策を講じることができるよう「施設内感染専門サポートチーム」を設置(4月26日)
- PCR検査を必要とする患者が適切に検査を受けることができるよう、京都府医師会の協力を得て、「京都検査センター」を設置(4月29日)

(検査実施状況)

(5月12日現在)

検査機関	合計	京都府 京都市	民間検査 機関	検査センター	国立感染症 研究所
検査人数	5,961 人	4,730 人	1122 人	108 人	1 人
陽性	356 人	308 人	45 人	2 人	1 人
陰性	5,605 人	4,422 人	1,077 人	106 人	0 人

※ 検査陰性者数には検査結果待ちの者を含める

(2) 医療資材の提供[*2]

- 府の所持するマスク(約 71 万枚)等を感染症指定医療機関、救急告示病院等、医療関係団体、市町村及び福祉施設関係団体等に配布(3月12日～18日)
- 国の緊急対応策において示された感染拡大防止策に基づき、マスクを医療機関や、府保有マスクを未配布の社会福祉施設等に配布。併せて、手指消毒液を医療機関、社会福祉施設、医療的ケア児のいる家庭等へ配布(第1弾:3月23日～、第2弾:3月30日、第3弾:4月10日、第4弾:4月13日、第5弾:4月21日)
- 府内ものづくり企業と開発した長袖ガウンを医療機関へ配布開始(4月24日～)、引き続き、連携を強化し、医療資材の製造を拡大
(協力の申し出があった府内企業:大栄繊維株式会社、株式会社シゲノ、株式会社 Tn)
- ゴールデンウィーク期間中に、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関が医療資材不足に陥らないよう、エムケイ株式会社の協力のもと、マスク・医療用長袖ガウン等を各医療機関へ配布(5月1日)
- 医療機関の資材の保有状況や確保の見通し等を WEB で定期的に把握。必要な資材が不足しないよう、必要量を計画に確保し配布

(3) 京都府緊急事態措置[*3]

- 京都府を対象とする緊急事態宣言の発出を国に要請(京都府・京都市合同)(4月10日)
- 京都府緊急事態措置を発表(4月17日)
令和2年4月17日から令和2年5月6日まで
 - ①外出自粛の要請
 - ②イベントの開催自粛の要請
 - ③施設の使用制限の要請等を実施
 府主催イベントについては、屋外・屋内問わず、原則として当面5月6日まで全面中止する
府立体育館、府立植物園、文化博物館等、府関連の文化施設、社会教育施設等は、原則として当面5月6日まで閉館とする
- 京都府緊急事態措置コールセンターを開設(4月17日)
- 京都府緊急事態措置を改訂(5月5日)
実施期間を令和2年5月31日まで延長(5月中旬に、感染状況や医療提供体制の状況等を勘案し、緊急事態措置の見直しを検討)

(4) 府民への情報提供

- 府ホームページで注意喚起メッセージ掲載(1月24日～)、2月6日から専用ページを立ち上げ、手洗い励行等の感染防止対策、専用相談窓口、事業者向けの融資制度等を周知。英語及び中国語でも、電話相談窓口情報等、関連情報を掲載

- 国際センター、大学コンソーシアム京都を通じて留学生等外国人住民へ周知し、府内市町村とも情報共有
- ツイッター(1月24日～)、ラジオ(2月1日～)、テレビ(3月14日～)、府民だより(3月号、4月号、5月号(予定))、新聞広告(3月14日、3月28日))等による情報発信
- テレビ、ラジオで新型コロナウイルス感染症の特集を実施
 テレビ(3月23日(知事)、4月27日(知事))
 ラジオ(3月3日、3月10日(知事)、3月17日(知事)、3月24日(知事)、4月7日(知事)、4月14日(知事)、4月21日(知事)、4月28日(知事)、5月5日(知事)、5月12日(知事))
- 府庁及び各保健所に専用相談窓口(帰国者・接触者相談センター)を設置(1月29日、2月18日～府庁を24時間対応に拡充)
- 京都府内に居住・滞在する外国人のうち、日本語を介してのコミュニケーションが困難な外国人に対して、円滑に電話相談を行うため、多言語での同時通訳を開始(3月10日)
- LINE 公式アカウントによる、新型コロナウイルスに関するパーソナルサポート(個人の状態に併せた情報提供等)を開始(3月19日)
- 正しい予防策や各種相談窓口を周知するため、啓発チラシ120万部を新聞折込(3月24日)や、市町村、医療機関、福祉施設等を通じて周知(3月23日から)
- LINE 公式アカウントのタイムライン上に、知事からのビデオメッセージ『新型コロナウイルス感染症についての西脇隆俊京都府知事から府民の皆様へのごお願い』を掲載(4月3日)
- 知事による報道番組等への出演(3月13日(KBS京都テレビ)、4月10日(読売テレビ)、4月15日(毎日放送・NHK)、4月17日(毎日放送・KBS京都テレビ)、4月18日(エフエム京都)、4月20日(関西テレビ)、4月23日(NHK)、4月24日(KBS京都テレビ)、4月28日(エフエム京都)、5月1日(KBS京都テレビ)、5月7日(毎日放送)、5月8日(読売テレビ)、5月11日(NHK))
- ゴールデンウィーク中の新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の相談窓口について周知。
- 憲法週間(5月1日～7日)の初日である5月1日に、新型コロナウイルス感染症拡大に係る人権啓発意見広告及び相談窓口を京都新聞朝刊(15段)に掲載。

(緊急事態措置コールセンター対応状況) (5月12日現在)

	件数	主な相談内容
4月17日～5月12日	9,692件 ; 日平均440件	対象施設の確認、支援給付金等

(新型コロナウイルス感染症専用相談窓口相談件数) (5月12日現在)

	府庁	保健所	備考
1月29日～2月17日	896件	485件	日平均 69件
2月18日～5月12日	15,653件	11,709件	日平均 322件
合計	16,549件	12,194件	
	28,743件		

(中小企業緊急経営支援コールセンター) (5月12日現在)

	件数	備考
5月1日～5月12日	1,410件	各種補助金、給付金について等

(京都府休業要請対象事業者支援給付金コールセンター) (5月12日現在)

	件数	備考
5月7日～5月12日	2,937件	給付金の対象要件、申請方法について等

(府民総合案内・相談センターへの各種意見・相談件数)

(5月10日現在)

	件数	主な意見等
1月	6	新型コロナウイルス対処法、感染防止対策について
2月	72	健康相談、感染者情報、イベント開催の有無について
3月	295	マスク不足、金融支援、自粛について
4月	3,142	学校再開、緊急事態宣言、休業要請、支援給付金、休校延長について
5月1日～10日	530	休校延長、支援給付金について

(5) 中小企業等への支援

○京都市と連携して、新型コロナウイルス感染症により売上高が減少する等の影響を受けた中小企業者等を支援するため、2月13日に議決された「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を創設。(2月6日)

(申込状況)5月8日時点 3,804件(※)

※普通保証・セーフティネット保証4・5号・危機関連保証・新型コロナウイルス感染症対応資金の合計申込件数

○セーフティネット保証4号(自然災害等)の適用地域として全都道府県が指定(3月2日)されたことを受けて、京都市と連携し、既存融資に加え、別枠保証による融資限度額を拡大。

※指定期間は2月18日から6月1日まで

併せて、2月6日から開始している「新型コロナウイルス対応緊急資金」についても資金使途を運転資金に加え、設備資金にも使えるように拡大。(3月2日)

○セーフティネット保証5号(不況業種関係)の指定業種として、3月6日に旅館・ホテル、レストラン等の40業種を追加指定したのに加え、3月13日、乳製品製造業や理容・美容業など316業種をさらに追加(全508業種)

※指定期間は3月6日から3月31日まで(4月1日以降も指定業種の見直しをしつつ継続)

○「京都経済対策トップ会議」を開催し、経済界から意見等を聴取(3月6日)

○国において、危機関連保証が発動されたことを受け、「あんしん借換資金(危機関連枠)」融資制度を創設。従来の別枠保証(セーフティネット保証4号・5号)に加え、さらなる別枠保証として、融資限度額を拡大。(3月13日)

○府内中小・小売事業者等における新型コロナウイルス感染症の影響について、中小企業応援隊による緊急調査を京都市と行い、その結果を公表(3月18日)

○令和元年度2月補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策(追加)として、「中小企業への支援体制の構築」及び「中小企業・農林水産業者に対する緊急経営支援(※)」を実施(3月19日)

※3月27日から中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金の受付開始(4月30日まで)農林漁業者向けの同補助金は3月30日から受付を開始

○「京都経済対策実務者会議」を開催し、金融機関、経済団体、専門家団体などから意見等を聴取(3月26日)

○「京都労働経済活力会議」を開催し、関係団体と雇用対策について協議(3月26日)

○府内事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の対応マニュアル(雛形)を作成、各事業者へ周知(3月27日)

○新型コロナウイルス感染症の影響に係る農林水産業経営相談窓口の開設(3月27日)

○新型コロナウイルスの影響を受け、経営が困難となった中小企業を支援するため、(一社)京都府中小企業診断協会及び(公財)京都産業21、京都府が共同し、「京都府新型コロナウイルス対策倒産・廃業防止緊急無料相談窓口」を設置(4月2日)

○「京都金融対策トップ会議」を開催し、金融機関から意見等を聴取(4月3日)

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことに伴う京都府内の事業所における対応について、各事業者へ周知(4月8日)

○「新型コロナ感染症の影響による特別就労相談窓口」でのWEBを通じたカウンセリング及びマッチング支援の実施(4月10日)

- 「京都金融支援ネットワークチーム会議」を開催し、金融機関の実務者から意見等を聴取（4月10日）
- 休業要請に協力いただいた中小企業・個人事業主に対する支援給付金創設を公表（4月17日）
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置について、各事業者へ周知（4月17日）
- 緊急事態宣言を受け、スーパーや商店街等における配慮について、各事業者へ周知（4月24日）
- 文化芸術関係者相談窓口の開設と文化活動継続支援補助金の受付開始（4月30日）
- 京都市と連携して、民間金融機関による実質無利子・無保証料となる「新型コロナウイルス感染症対応資金」融資制度を創設。（5月1日）
- 新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業等の経営相談に対応するために、（一社）京都府中小企業診断協会及び（公財）京都産業 21、京都府が共同し、「中小企業緊急経営支援コールセンター」を設置（5月1日）
- 京都府休業要請対象事業者支援給付金の申請受付を開始。また、京都府休業要請対象事業者支援給付金コールセンターを開設（5月7日）
- 京都労働局と共同で、雇用調整助成金に関する申請アドバイスから申請の受理まで一貫した支援を行う「京都府中小企業雇用継続緊急支援センター」を開設（5月11日）

(6) 収入減収や失業による生活支援

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ、3月19日に議決された生活福祉資金貸付（緊急小口資金貸付、総合支援資金（生活支援費）貸付）を実施。（3月25日～）
- ※申込：市区町村社会福祉協議会 問い合わせ：京都府社会福祉協議会
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、水道、下水道等の公共料金の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう市町村に周知。（3月19日）
- 新型コロナウイルス感染症の影響により府税の納付が困難な方については、納税の猶予を受けられることがある旨周知。（3月19日）

(7) 活動団体等への支援

- 府内のNPOやボランティアグループ等の民間団体が新型コロナウイルス感染症による影響を受ける子育て世帯等を対象として行う地域活動について、地域交響プロジェクト交付金を活用して支援（対象期間：1月30日～3月31日） 申請15件

(8) 京都舞鶴港等の状況

- 港湾関係事業者に対し、国家安全保障会議決定又は閣議了解により日本へ上陸の申請日前14日以内に以下地域に滞在歴がある外国人等について、原則、本邦に上陸することができないこと、並びに上陸拒否対象地域に滞在歴のある入国者についてはPCR検査の実施対象とすること、すべての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し国内において公共交通機関を使用しないことを要請する旨情報提供。

<上陸拒否対象地域>

- ・アジア：中国ほか9カ国
- ・大洋州：オーストラリアほか1カ国
- ・北米：米国ほか1カ国
- ・中南米：エクアドルほか10カ国
- ・欧州：英国ほか46カ国
- ・中東：イスラエルほか8カ国
- ・アフリカ：エジプトほか5カ国

計87カ国（4月3日～）

- 京都舞鶴港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報

・コスタ・ベネチア（4月3日予定） ・ル・ソレアル（4月29日予定）

- ・につぼん丸(5月1日)
- ・スペクトラム・オブ・ザ・シーズ(5月7日予定)
- ・クイーン・エリザベス(5月10日予定)
- ・ル・ソレアル(5月15日予定)
- ・ブレーメン(5月18日予定)
- ・クァンタム・オブ・ザ・シーズ(6月3日)
- ・ル・ソレアル(6月7日予定)
- ・サファイア・プリンセス(6月14日予定)
- ・ダイヤモンド・プリンセス(7月1日予定)
- 宮津港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報
- ・ぱしふいっくびいなす(5月11日)

(9) 府民へのメッセージ

○4月2日知事市長緊急メッセージ

- ・人混みが予想される場所への不要不急の外出や会合等への参加、感染が拡大している首都圏や阪神圏への不要不急の往来等の自粛要請
- ・学生に対して、懇親会、新歓コンパ等の自粛要請
- ・帰国者に対して、入国の次の日から起算して14日間は、体温測定を毎日行うなど、健康管理に留意し、自宅待機を徹底
- ・事業者に対して、衛生管理の徹底はもとより、換気や可能な限り席と席を離すなど、現場に即した感染防止対策の徹底等を要請

○4月10日緊急事態宣言の要請にともなう知事市長緊急メッセージ

- ・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への通勤等、生活の維持に必要な場合を除く外出自粛を要請
- ・多人数での会食、10名以上が集まる集会・イベントへの参加の自粛、不要不急の買いだめの自粛等を要請
- ・大学等へ、当面、ゴールデンウィークを目途に、登校による授業開始の延期要請

○4月17日緊急事態措置に伴う知事緊急メッセージ

- ・対象期間は4月17日から5月6日まで
- ・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請
- ・「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請
- ・イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請
- ・4月18日～5月6日の間、遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動施設、遊戯施設、文教施設等の施設の使用制限の要請
- ・社会生活を維持する上で必要となる飲食店について、午前5時から午後8時までの営業とするよう要請

(10) 小中学校、高校等の臨時休業等

(公立学校)

- 府立学校については、令和2年5月31日(日)まで臨時休業を実施中
- 特別支援学校については、上記の内容を基本としつつ、各校の状況に応じて受け入れを実施
- 市町(組合)立学校については、令和2年5月31日(日)まで(一部の市町を除き)臨時休業を実施中

(私立学校)

- 府内の私立幼稚園・小中高等学校・専修学校・各種学校に対して、5月6日(水)までの休業を要請(4月17日)
- 私立幼稚園については、保育が必要な園児の居場所確保への配慮を依頼(4月17日)
- 府内の私立幼稚園・小中高等学校・専修学校・各種学校に対して、京都府教育委員会が府立学校の臨時休業期間を5月31日まで延長した旨を通知し、適切な対応を要請(4月28日)
- 府内の私立幼稚園・小中高等学校・専修学校・各種学校に対して、5月31日(日)までの休業延長を要請(5月5日)
- 私立幼稚園については、保育が必要な園児の居場所確保への配慮を依頼(5月5日)

- 府内の私立幼稚園・私立小中高等学校・専修学校・各種学校については、5月7日(木)以降も臨時休業を実施中。今後、地域の感染状況等を踏まえ、段階的な再開も検討。(保育園等)
- 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の施設や事業所については、感染の予防に留意した上で、原則、開所いただくよう市町村に依頼(2月28日)
- 緊急事態宣言後の保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の対応について、感染拡大防止のため、家庭での保育等が可能な場合には利用を控えていただくこと、保育の提供の規模縮小の検討等について市町村に要請(4月17日)

(11) 府職員の柔軟な勤務体制

- 「公共交通機関を利用して出勤する職員」を対象に時差出勤を開始(2月25日から適用) 時差出勤の対象職員を「子の世話をを行う職員」にも拡大(3月5日)
- 本人又は家族が感染した場合及び学校の臨時休業に伴い出勤することが困難な場合に特別休暇を承認(3月1日から適用、国家公務員も同様)
- 在宅勤務(テレワーク)の対象範囲を新型コロナウイルス感染症に係る「感染拡大防止」及び「業務継続」に拡大(3月17日)
- 対象とする職員の在宅勤務(7割)の実施を指示(4月14日)

(12) 府庁業務継続体制

- 京都府新型インフルエンザ対策マニュアルを準用した各部局毎の業務継続体制確立を指示(3月11日)

(13) 国への要望等

- 全国知事会
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言(2月5日)
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言(2月21日)
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明(2月25日)
 - ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言(3月5日)
 - ・新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言(3月5日)
 - ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言(3月5日)
 - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言(3月6日)
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望(3月18日)
 - ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言(3月18日)
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言(3月18日)
 - ・新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施に関する提言(3月24日)
 - ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言(3月25日)
 - ・教育活動の再開等に関する意見書(3月25日)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請(3月30日)
 - ・新型コロナウイルス感染症に打ち克つために～日本と地域を守る全国知事会宣言～(4月2日)
 - ・打倒コロナ！危機突破宣言(4月8日)
 - ・「緊急事態宣言」を受けての緊急提言(4月8日)
 - ・全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言(4月17日)
 - ・ゴールデンウィーク緊急要請～みんなでいのちとふるさと・日本を守ろう～(4月23日)
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言(4月23日)
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言(4月30日)
 - ・緊急事態宣言の期間延長を受けて(提言)(5月5日)
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言(5月13日)
 - ・雇用調整助成金等に係る緊急提言(5月13日)

○関西広域連合

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望(3月19日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望(3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた関西府県民の皆様へのお願い(4月1日)
- ・新型コロナウイルス制圧に向けた申し合わせ(4月8日)
- ・関西・外出しない宣言(4月8日)
- ・関西・GWも外出しない宣言～緊急事態をみんなで乗り越えよう～(4月23日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進に向けた提案(4月23日)

○京都府

- ・新型コロナウイルス感染症の京都経済への悪影響を最小限に食い止めるための緊急要望
(京都市、経済団体連名 3月9日)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に対する緊急要望(京都市連名 3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持等のための緊急要望(京都市・経済団体・労働者団体連名 3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に関する農林水産省への緊急要望
(3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急金融対策に係る緊急要望(京都市連名 4月6日)
- ・新型コロナウイルス感染症への対策に関する緊急要望(4月6日)
 - 1 命を守るための医療提供体制の整備と感染拡大防止策の強化
 - 2 府民生活の安定・雇用の維持と、事業者の倒産防止や事業継続の強力な支援
 - 3 感染終息後の、国の総力を挙げた経済活動の再生と、強くしなやかな経済の再構築
 - 4 地域の情勢に応じた対策の実施への十分な支援
- ・緊急事態宣言の要請について(4月10日)
- ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制確保に関する緊急要望(4月16日)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する緊急要望(4月17日)
- ・妊婦に対する新型コロナウイルス感染症対策の強化について(5月8日)

「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を補足するものとして、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定など学校運営上の工夫についてまとめましたので通知します。

2文科初第222号
令和2年5月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋 司

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）

これまで、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方に関しては、「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知別添1）及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月17日改訂版）」（令和2年4月17日付け文部科学事務次官通知別添）（以下「ガイドライン」という。）において示してきましたが、この度、「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和2年5月1日学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会（以下「懇談会提言」という。）（別添参照）を踏まえ、ガイドラインを補足するものとして学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について下記のとおりまとめましたので、各学校設置者においては、これを参考に取組を進めてくださいますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の高等課程を置く専修学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 本通知の趣旨について

文部科学省が実施した調査によると、令和2年4月22日時点において、小学校及び中学校では95%、高等学校では97%について臨時休業が実施されている。一方で、懇談会提言によれば、地域によっては「徹底した行動変容の要請」が長期に渡ることも考えられ、臨時休業が長期化した場合、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習保障通知」という。）の1で示した児童生徒の学びの保障について懸念が生じることとなる。

この点は、懇談会提言においても「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」とされており、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である」とされている。

また、「例えば、緊急事態宣言の対象区域は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である」とされている。

本通知は、学習保障通知で示した取組に加え、こうした提言を踏まえ、各設置者において可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら学校における教育活動を行うことに資するよう、ガイドラインを補足するものとして学校運営上の工夫の在り方を示すものである。

2. 最終学年等を優先した休業中の登校日の設定について

(1) 分散登校日の設定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言の対象区域とされるなどに伴い、学校の臨時休業を続けざるを得ない地域においても、ICT を最大限活用しながら、感染症対策を徹底した上で、分散登校（児童生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）を行う日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要である。

このような分散登校を行う際には、進路の指導の配慮が必要な小学校第 6 学年・中学校第 3 学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮すること。併せて、最終学年以外の指導においては、教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第 1 学年の児童にも配慮すること。

登校日については、地域や児童生徒の生活圏の感染状況を踏まえ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法が考えられる。

いずれの場合でも、学校医・学校薬剤師などと連携した学校の保健管理体制を整え、学校関係者に感染者が確認された場合の対応について確認しておくこと。

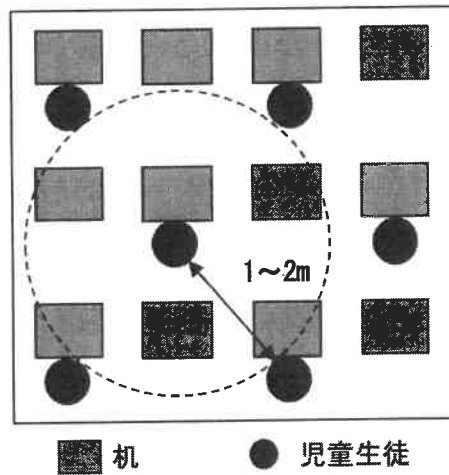
なお、高等学校等においても、進学や就職を控えた高等学校第 3 学年の生徒等に配慮するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、同等の対応を検討すること。

また、特別支援学校については、指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校すること等の課題を多くの学校が抱えているため、学校教育活動の再開については、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえた慎重な検討が必要であること。

①身体的距離の確保

登校の際は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に示した感染症対策を行うほか、必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用するなどして、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね 1～2メートル）、対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましいこと。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



※咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約 2 m の距離まで届くため、咳エチケットを行った上で、児童生徒同士の距離を 1~2 m 以上保つように座席を配置する。

②分散登校の工夫

- 児童生徒数の多い学校にあつては、①に示す身体的距離の確保のため、
- ・時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法
 - ・学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法

等により分散して登校するなどの工夫が考えられる。(参考資料参照)

③分散登校に伴う子供の居場所づくり

分散登校に伴い、登校する児童生徒の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅で一人になる場合が生じることも考えられるところであり、担当部局と相談し、地域全体としての子供の居場所づくりに配慮すること。

(2) 各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導については、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わないこと。

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動

する学校行事

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続している地域においては、当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じること。

(3) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等*を活用し、発達段階に応じた指導を行うこと。

*https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

(4) 学校給食（昼食提供）の工夫について

学校給食を実施するに当たっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に示したもののほか、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられる。また、それらが困難な場合に、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられる。

なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられる。

(5) 学校図書館の活用について

学校図書館については、感染症対策を徹底した上で、貸出等を行うことが望ましいことのほか、特に時間帯により休業の対象となる児童生徒が変わる場合において、学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられる。

(6) 登下校の工夫について

登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させることや、集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導することなどの工夫が考えられる。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意すること。